

あかるく かしこく たくましく

令和5年12月6日 No. 37 文責：校長 佐野紳二

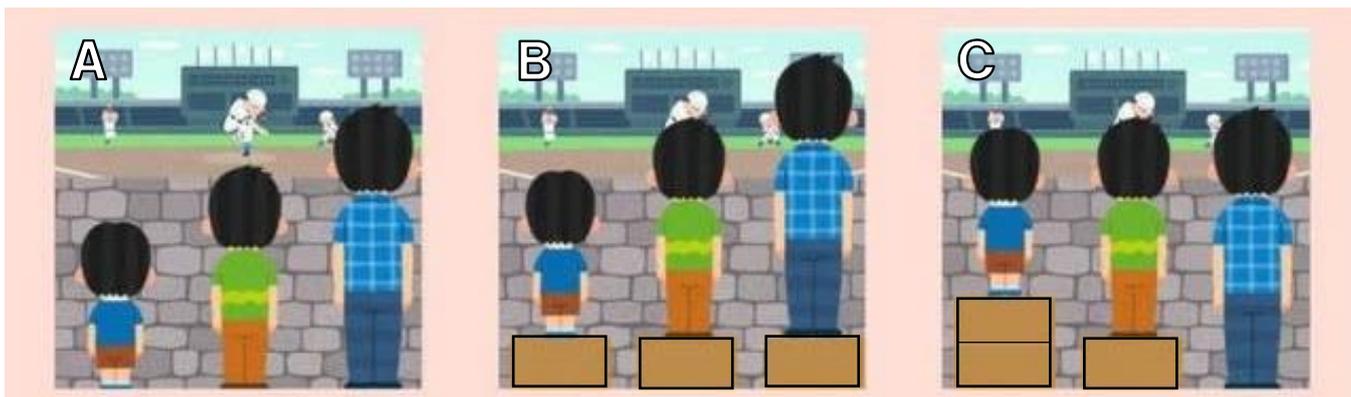
合理的配慮とは？

前号 (No. 36) の続きになります。

前号では、障害がある人とのかかわりの中で大切なキーワードが「合理的配慮」だという話をさせていただきました。今日は「合理的配慮」と、そのことと深い関連のある「ユニバーサルデザイン」についてです。

*今日の学校通信は令和2年度に前飯久保校長先生が書かれた校長通信28「合理的配慮について」をもとに、ほんの少しだけ佐野が加筆修正をさせていただきました。飯久保校長先生が書かれた通信が一番分かりやすかったからです。

10月11日に「アスリート全国学校派遣プロジェクト」という事業で、パラアスリートの池崎大輔さんが本校を訪れ、6年生に車いすラグビーの魅力をお話くださいました。池崎さんに限らず、私たちの周りには車いすを使う方はたくさんいます。視覚障害のある方は白杖を使ったり、盲導犬を使ったりします。こうした方々を見て、「あの人だけ道具を使っている、ずるい」という人もあまりいないと思います。



上の絵は、合理的配慮や【平等】と【公平】の違いについて説明されるときによく使われます。

3人の子どもが野球を観戦しようとしてきました。3人の前には壁があります。

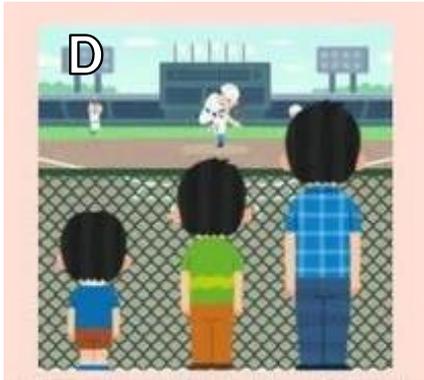
Aの絵：何も配慮をしないと背の低い2人の子は見えません。

Bの絵：木箱を3つ用意して【平等】に1人が1個ずつ使うようにしました。真ん中の子は見えるようになりましたが、左の背の小さい子はまだ見えません。

Cの絵：背の大きい子が木箱を使わないで、その分、背の小さい子には木箱を2つ使うようにして、みんなが【公平】に見えるようにしました。これで3人とも同じ条件で観戦できます。

Cの絵を見て、「小さい子が木箱を2つ使うのはずるい」という人はあまりいないでしょう。木箱を使わない背の大きい子からも文句は出ないはずですが、このように、本人の努力ではどうにもできない身体機能の差がある場合、【平等】だけではない配慮が必要です。

Cの絵のような配慮のことを「合理的配慮」といいます。何かしらのハンディキャップがある場合は、それに対する配慮が必要になります。そこで【平等】にしようというだけで、均一にしたのでは、【公平】だとは言えません。みんなに【公平】になるように考えようとしたとき、そのために必要になる配慮が「合理的配慮」だと、私は考えています。



実は、この3枚の絵には、もう一枚、4枚目の続きの絵があります。左のDの絵のように、網目のフェンスに変えれば、背の大きい子と小さい子の差は生まれません。こうした環境調整のことを「ユニバーサルデザイン」と言います。その差が生じない環境が整えられたら、ハンディキャップはハンディキャップではなくなります。

ただし、A～Cの絵の石垣をネットのフェンスに作り替えるのは大変です。なので、合理的配慮に比べると、ユニバーサルデザインを社会の中に普及させるためにはある程度の時間とお金が必要になります。



もう一つ「合理的配慮」がよくわかる絵があります。左から車いすで生活している人、背の大きい男性、中背の女性、背の小さい子どもの4人が自転車に乗ろうとしています。上の絵では【平等】に均一の自転車が4人に与えられました。女性にはちょうどいい大きさですが、子どもには大きすぎ、男性は小さくて乗りにくそうです。もちろん、車いすで生活している人は乗れません。

下の絵ではそれぞれに適した自転車が準備されました。これで【公平】に全員が自転車に乗れます。「合理的配慮」がなされ、ハンディキャップがハンディキャップではなくなる例です。

障害の個人モデルと社会モデル

ちょっと専門的な話になります。合理的配慮について考える際に知っておく必要があることに、法律における「障害」の考え方があります。

例えば、階段を上がることが困難な車いすユーザーが街にいたとき、2通りの考え方ができます。

- ①足を動かすことが困難であることを障害と考える
- ②階段にスロープ等がついていない社会環境が障害と考える

このとき、前者のような考え方を「**障害の個人モデル（医療モデル）**」、後者を「**障害の社会モデル**」と呼んでいます。

障害の個人モデルとは、心や身体機能の欠陥が障害であり、個人が治療やリハビリによって社会に適応することが必要であるという考え方です。障害の社会モデルとは、障害者や高齢者のような少数の方に対応できていないという社会の不備が障害の原因であり、社会の側が障害をなくす必要があるという考え方です。

合理的配慮の考え方のもとになっている考えは「障害の社会モデル」です。

障害者が直面する社会の困りごとに対して、障害者と対話を通じた個別の調整を行い、合意を得た対応をもとに社会にある障害を取り除く必要があります、その障害を取り除く行為が合理的配慮となります。

参考) ミライロ通信「合理的配慮とは？事例を交えて解説します」<https://www.mirairo.co.jp/blog/post-2021206>

最後はまたちょっと難しい話になってしまいましたが、要するにハンディキャップがある人に対し、それを「個人の努力で乗り越えるべきだ」と言わずに「みんなで何ができるか一緒に考えてみよう」と考えるのが合理的配慮のスタンスだと理解していただければよいと思います。話が長くなっていますが次回もこのことについて一緒に考えてみたいと思います。もう少しお付き合いください。